

広島県公営企業管理規程第四号

広島県工業用水道条例施行規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十五年十二月二十六日

広島県公営企業管理者 沖 田 清 治

広島県工業用水道条例施行規程等の一部を改正する規程

第一条 広島県工業用水道条例施行規程（昭和四十二年広島県工業用水道事業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の二項を加える。

2 当分の間、第十五条の二に規定する遅延損害金の割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項の規定により告示された割合に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年七・二五パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年七・二五パーセントの割合を加算した割合とする。

3 前項の規定の適用がある場合における遅延損害金の額の計算において、その計算の過程における金額に一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

第二条 広島県水道用水供給水道条例施行規程（昭和四十九年広島県公営企業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の二項を加える。

2 当分の間、第九条の二に規定する遅延損害金の割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項の規定により告示された割合に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年七・二五パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年七・二五パーセントの割合を加算した割合とする。

3 前項の規定の適用がある場合における遅延損害金の額の計算において、その計算の過程における金額に一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

附 則

この規程は、平成二十六年一月一日から施行する。